

岐阜市市民活動団体登録要綱

平成26年11月12日決裁
改正 令和4年4月27日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、みんなの森 ぎふメディアコスモス条例（平成26年岐阜市条例第61号。以下「条例」という。）第5条第3号に規定する事業を推進するため、同号に規定する市民活動を行う団体（以下「市民活動団体」という。）の効果的な支援及び活動の促進を目的とした市民活動団体の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 市民活動団体の登録は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する市民活動団体を対象に行うものとする。

- (1) 会則、規約又は定款の主たる目的及び活動が特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表に掲げる活動のいずれかに該当するものであること。
- (2) 市内で活動し、又は活動することを予定していること。
- (3) 5人以上の会員で構成されていること。
- (4) 入退会に不当な制限がないこと。
- (5) 総会、運営委員会その他の民主的な意思決定を行う機関を有すること。
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (7) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党について推薦し、支持し、又は反対することを目的とした団体でないこと。
- (8) 公の秩序又は善良な風俗を乱す活動をしていないこと。

(登録の申請)

第3条 登録を申請しようとする市民活動団体（以下「申請団体」という。）は、岐阜市市民活動団体登録（更新）申請書（様式第1号。以下「登録（更新）申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 会則又は規約（特定非営利活動法人にあつては、定款）
- (2) 役員名簿
- (3) 申請する日の属する事業年度の予算書及び事業計画書
- (4) 直近の事業年度の決算書（団体を設立した後1年を経過しないものを除く。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(登録及び登録の通知)

第4条 市長は、前条の規定により申請があつたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を岐阜市市民活動団体登録簿（様式第2号。以下「登録簿」という。）に登録するものとする。

- (1) 市民活動団体の名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 事務所の所在地及び連絡先
- (4) 登録の年月日

(5) 登録番号

2 市長は、前項の規定により登録をしたときは、岐阜市市民活動団体登録（更新）通知書（様式第3号。以下「登録（更新）通知書」という。）により申請団体に通知するものとする。

（登録の拒否等）

第5条 市長は、申請団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否するものとする。

(1) 第2条に規定する登録の要件に該当しないとき。

(2) 登録（更新）申請書若しくは添付書類（以下「登録（更新）申請書等」という。）に虚偽の記載がある、又は重要な事実の記載が欠けているとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が登録を不相当であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により登録を拒否するときは、その旨及びその理由を岐阜市市民活動団体登録（更新）拒否通知書（様式第4号）により当該団体に通知するものとする。

（登録の有効期間）

第6条 市民活動団体の登録の有効期間は、当該登録をした日（以下「登録日」という。）から登録日の属する年度の3月31日までとする。ただし、登録日が1月から3月までの日である場合は、翌年度の3月31日までとする。

（登録の更新）

第7条 登録を受けた市民活動団体（以下「登録市民活動団体」という。）は、市民活動団体の登録の有効期間満了の後引き続き登録を受けようとするときは、当該有効期間満了1月前までに登録の更新を申請しなければならない。

2 第3条及び第5条の規定は、登録の更新について準用する。この場合において、第3条及び第5条中「登録」とあるのは「登録の更新」と読み替えるものとする。ただし、第3条第1号から第4号までの書類は省略することができる。

3 市長は、第1項の規定により登録の更新の申請があったときは、前項の規定により準用する第5条第1項の規定により登録の更新を拒否する場合を除き、登録を更新するものとする。

4 市長は、前項の規定により登録の更新をしたときは、登録（更新）通知書により申請団体に通知するものとする。

5 前条の登録の有効期間の満了の日までに登録の更新の申請があった場合において、その申請について第2項において準用する第5条第2項又は前項の規定による通知があるまでの間は、当該申請に係る登録は、前条の登録の有効期間の満了後も、なおその効力を有する。

（登録事項等の変更）

第8条 登録市民活動団体は、第3条各号に掲げる書類又は第4条第1項第1号から第3号までに掲げる登録事項に変更が生じた場合は、岐阜市市民活動団体登録事項等変更届出書（様式第5号）に変更の内容に応じた第3条各号に掲げる書類を添付して速やかに市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の届出を受理したときは、次条第3項第2号の規定に該当する場合を除き、登録簿の記載事項を修正するものとする。

（登録の抹消）

第9条 登録市民活動団体は、登録の抹消を求めようとするときは、岐阜市市民活動団体登録抹消届出書（様式第6号）により市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定により登録市民活動団体から登録の抹消の届出があったときは、登録を抹

消するものとする。

3 市長は、登録市民活動団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を抹消するものとする。

(1) 市民活動団体がなくなったとき。

(2) 第2条に規定する登録の要件に該当しなくなったとき。

(3) 不正の手段により第4条第1項の規定による登録又は第7条第3項の規定による登録の更新を受けたとき。

(4) 市民活動団体としての活動の目的を著しく逸脱した行為があったとき。

(5) 解散したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録を抹消する必要があると認めたとき。

4 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、その旨及びその理由を岐阜市市民活動団体登録抹消通知書（様式第7号）により当該団体に通知するものとする。

（登録市民活動団体の責務）

第10条 登録市民活動団体は、市に対し、自らの活動状況について積極的に情報を提供するよう努めるものとする。

（登録事項等の公表）

第11条 市長は、登録市民活動団体に関する情報を市民に提供するため、第4条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる登録事項及び登録（更新）申請書等に記載された事項（岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）第6条第1項各号に掲げる非公開とすることができる情報（代表者氏名を除く。）を除く。）を公表することができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月27日から施行する。